（削る）

4　目標工賃達成加算

イ　目標工賃達成加算(Ⅰ)　69単位

ロ　目標工賃達成加算(Ⅱ)　59単位

ハ　目標工賃達成加算(Ⅲ)　32単位

注1　イについては、指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第１項（指定障害福祉サービス基準第223条第５項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第９条第１項に定める工賃をいう。以下同じ。）の平均額（以下「平均工賃額」という。）が、次の⑴から⑷までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

⑴　当該前年度における地域の最低賃金の２分の１に相当する額を超えていること。

⑵　指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第４項（指定障害福祉サービス基準第223条第５項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第９条第４項の規定により都道府県知事又は市町村長に届け出た工賃の目標額を超えていること。

⑶　指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

⑷　原則として、指定就労継続支援Ｂ型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

2　ロについては、指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の⑴から⑷までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イの目標工賃達成加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

⑴　当該前年度における地域の最低賃金の３分の１に相当する額を超えていること。

⑵　指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第４項（指定障害福祉サービス基準第223条第５項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第９条第４項の規定により都道府県知事又は市町村長に届け出た工賃の目標額を超えていること。

⑶　指定就労継続支援Ｂ型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

⑷　原則として、指定就労継続支援Ｂ型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

3　ハについては、指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の⑴から⑶までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イの目標工賃達成加算(Ⅰ)又はロの目標工賃達成加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

⑴　当該前年度における各都道府県の施設種別平均工賃を超えていること。